

国民経済計算は国民所得統計単一集団の相互関連を示すものに外ならないが、その勘定体系は前にも述べた通り次のものからなっている。

- (A) 総括勘定（国民総生産費と国民総支出勘定＝国民所得と支出バランス）  
 (B) 個別勘定

(1) 經常バランス

(イ) 企業損益バランス

a 総合バランス

b 部門別バランス

(ロ) 収支バランス

a 財政収支バランス

b 個人バランス（個人所得と支出バランス）（都市、農村別）

c 海外収支バランス（外国の対本邦収支バランス）

(2) 資本バランス（貯蓄投資バランス）

各勘定の作成はさきにも述べたごとく複式簿記の原則によることとし、ある勘定の受取は同時に他の勘定の支払ないし受取の減少として表わされる。

さらに企業損益バランスにおいては産業部門別バランス、個人バランスでは都市農村別等を考慮しうるが、ここでは省略した。

なお政府事業については、その經常取引バランスを企業損益バランスに、その資本バランスを総合資本バランスにというように区分して計上せず、右の両バランスを一応一括収支バランスに記録することとした。そのわけは、財政収支活動を經常収支と資本バランスに区分することは統計の現状から見ても恣意的となるからである。しかしこの点は今後研究すべき問題である。

つぎに、経済審議庁が試算し昭和二十八年一月発表した昭和二十六年国民経済計算によつて、その構成を(A)簿記的勘定方式によるもの (B)循環図表化したものにおいて概説してみよう。

一、簿記的勘定方式による国民経済計算

(一) 国民所得と支出バランス

第21表は国民所得と支出のバランスをしめしたものであるが、これは国民経済の総合的な所得と生産のバランスであつて、国民総生産費と国民総支出を対比してあらわしたものであり、経済個別バランスの総括バランスともいいうる。したがつて、このバランスは国民総生産の価値とその循環の形態を、その生産物の生産のための費用と生産物の支出の両側面から要約したものであつて、国民所得の循環としてみれば、その生産又は支出面と分配面が対比されることとなり、生産者と購買者、または生産と需要との関係、及びその生産に参加した諸要素への所得の分配の状況があらわにされるものである。

そしてこれは一国民経済を巨大な企業と考えるならば、その企業活動を記録する損益計算書になぞらえられるものである。いまこの表について具体的に説明しよう。

この表は国民経済の活動を両面からとらえたものであつて、その収入側、すなわち生産の側（表の下側）は、国民総

第21表 国民所得と支出

番号	項目	区分			構成比	
		年次	実数(十億円)	対前年比	25年度	26年度
1	国民所得	3,683.7	4,849.4	131.6	90.6	91.1
2	調整項目 (3+5-4)	498.3	748.9	150.3	12.3	14.0
3	(加算) 間接事業税	417.3	549.2	131.6	10.3	10.3
4	(控除) 補助金	68.0	36.5	53.7	1.7	0.7
5	(加算) 資本減耗引当	149.0	236.2	158.5	3.7	4.4
6	統計上のそご	<sup>△</sup> 116.1	<sup>△</sup> 273.5	235.6	<sup>△</sup> 2.9	<sup>△</sup> 5.1
7	国民総生産費 (1+2+6-12)	4,065.9	5,324.8	131.0	100.0	100.0
8	個人消費支出	2,563.1	3,178.1	124.0	63.0	59.7
9	国内民間総資本形成	686.8	1,113.1	162.1	16.9	20.9
10	海外純投資	116.6	97.0	83.2	2.9	1.8
11	政府の財貨とサービス購入	699.4	936.6	133.9	17.2	17.6
12	国民総支出	4,065.9	5,324.8	131.0	100.0	100.0

生産の経済諸部門への総売上と在庫品増をいわゆる発生主義で統計したものであり、生産物の支出の構成を総括してあらわしたものである。

所得又は費用の側(表の上側)は、国民総生産の生産に要した費用を分配国民所得とし、その他の費用を調整諸項目としてあらわしている。

なお表の上下は本来一致すべきものであるが、統計資料や推計方法の相違から通常は一致しないので、その差額を「統計上のそご」として計上し、両者をバランスさせることとしている。

(二) 企業損益バランス

企業損益バランスは企業部門の所得と生産(又は支出)のバランスであつて、企業活動によつて発生した生産物価値の二側面をあらわすものである(わが国では企業損益バランスは統計上問題があり試算の程度であるので、表はかかげないでおく)。

すなわち、バランス表の左側は生産のための企業

の諸生産費としての、発生所得と間接事業税等の調整項目及び統計上のそごからなり、その右側は、その期間で発生した生産物の在庫品調整後の総売上、すなわち企業の総生産物をしめす。したがつてこのバランスは、ある期間における各企業部門の経済活動によつて発生した諸取引を統合した、いわば企業活動の総合報告書ともいえるものである。

この企業損益バランスを構成する産業部門としては農林水産業、鉱工業等であり、その経営形態としては法人組織であると独立自営の個人業主であるをとわずすべてが包含される。

ところで、前に述べた国民総生産費とこの企業損益バランスの所得側の主なる相違点をあげれば、前者では賃金俸給利子配当などについての海外純受取がふくまれているのに対し、後者ではそれがのぞかれており、また前者では、減価償却等の資本減耗引当は企業部門のものほかに個人と見なされる非営利団体等の分も含むが、後者ではそれがのぞかれている。

なおこの企業損益バランスにおける政府事業の経常的損益所得は、英国国民所得白書では資本バランスに再び計上されているが、わが国の方式では政府収支バランスにのみ再度計上されることとなつていのである。また企業損益バランスを農業とその他の両部門に区分したり、或いは金融保険業等を別の独立部門としてたてることなどが學者によつて主張されているが、これらについてはいまだ実用の域に達していない。

(三) 財政収支バランス

第22表は、中央政府及び地方公共団体の責任遂行のための財政活動をあらわしたもので、その経常勘定と企業部門の資本勘定からなり、その構成方式は民間経済との交渉をあきらかならしめ、かつ国民経済に対する政府の役割りを分析しうるようにしくまれている。

まず支出面(表の上側)は、政府の財貨と用役に対する購入支出と、国民経済計算又は社会勘定体系に必要な限りの振替的支出諸項目とからなる。

政府の財貨と用役に対する支出は、企業からの購入と、海外からの純購入及び官公吏の俸給給与支払とからなっており、企業からの購入には既存資本の購入はふくまれない。なおこの表では、推計基礎資料の都合で経常支出と資本形成にはわけられてはいない。

振替的支出諸項目は個人所得の構成要素となる振替所得のほか、正味利子(赤字分)、補助金等に分けられる。

つぎに収入面(表の下側)は、租税と社会保険に対する負担金等の振替的収入及び官公事業剰余金等からなる。租税負担は個人税及び税外負担、法人税及び税外負担、間接事業税等に区分される。

以上の収入と支出の差はバランス項目となるもので、それは政府貯蓄であり、資本バランス(第25表)の総貯蓄の側に再度転記されるのである。

なおこの財政収支バランスの構成は中央、地方政府機関の予算や決算の単なる才入才出の純計とは全く異なるのである。まず第一に包含する会計の範囲を異にしている。例えば、収入側に分けられる項目はすべて国民経済計算の作成からみて必要なもののみ限定される。会計の才入には出資金の回収、既存財産売却収入等があるが、これらは除かなければならない。また支出面では、会計の才出として掲げられている政府貸付金、出資金、会計間重複、既存資本の購入支出等が除かれる。第二に、この表の収支は、国庫金の受払の時点ではとらえられず、債権、債務の発生時点でとらえられる。例えば才入側の個人税は、その徴収済額から税払戻を引きさらねばならない。もつともすべての項目を発生主義で統一してとらえることは現状ではむずかしい。第三に本表の投資面は新建設のみに限り、建物の維持修繕は除く方が

第22表 財政収支

番号	項目	区分			構成比	
		年次	実数 (十億円)		25年度	26年度
		25年度A	26年度B	対前年比 B/A		
1	政府の財貨とサービス購入	699.4	936.6	133.9	78.3	80.4
2	振替支出 (含赤字利子)	81.6	94.4	115.7	9.1	8.1
3	補助金	68.0	36.5	53.7	7.6	3.1
4	政府貯蓄 (14-1-2-3)	44.5	98.0	219.7	5.0	8.4
5	合計(支出)	893.5	1,165.5	130.4	100.0	100.0
6	個人税及び税外負担	300.4	320.7	106.8	33.6	27.5
7	間接事業税	417.3	549.2	131.6	46.7	47.1
8	法人税及び税外負担	93.6	196.8	210.3	10.6	16.9
9	官公事業剰余	14.2	7.4	52.1	1.6	0.6
10	政府の受取利子等	9.7	12.3	125.5	1.1	1.1
11	社会保険に対する負担	58.3	79.1	135.7	6.5	6.8
12	被傭者負担	20.6	27.2	132.0	2.3	2.3
13	雇傭主負担	37.7	51.9	137.7	4.2	4.5
14	合計(収入)	893.5	1,165.5	130.4	100.0	100.0

よく、またその新建設の際の資材と労力の手当は別途合算されるべきである。さらにまた企業部門からの購入は純購入であるので、余利物資、例えば原料などの国内売却をのぞく必要がある、支払利子についても受取利子とのぞいて純額を支出とすべきである等々である。

なお収入面の個人税として何をとるべきかはきわめてむずかしいが、個人がその所得から納入する税、たとえば所得税、財産税(個人分)、相続税、贈与税等ととり、その他地方税のうち市町村民税、個人業主については、営業に係のない生活関連経費としての諸税をふくめる。法人税、間接事業税等についても同様むずかしい問題がある。

(四) 個人バランス

第23表 個人所得と処分

番号	項目	実数(十億円)			構成比	
		25年度A	26年度B	対前年比 B/A	25年度	26年度
1	個人消費支出	2,563.1	3,178.1	124.0	75.9	72.4
2	個人税及び税外負担	300.4	320.7	106.8	8.9	7.3
3	個人貯蓄 (15-1-2)	515.1	893.0	173.3	15.2	20.3
4	合計(個人支出及貯蓄)	3,378.6	4,391.8	130.0	100.0	100.0
5	勤労所得(受取額) (6-7-8)	1,510.0	2,059.1	136.4	44.6	46.9
6	勤労所得(発生額)	1,568.3	2,138.2	136.3	—	—
7	控 社会保険雇主負担	37.7	51.9	137.7	—	—
8	除 " 被備者 "	20.6	27.2	132.0	—	—
9	個人業主所得	1,689.8	2,104.4	124.5	49.9	47.9
10	" 賃貸料所得	29.5	38.6	129.7	0.9	0.9
11	" 配当所得	28.9	40.5	140.1	0.9	0.9
12	" 利子所得	40.9	56.6	138.4	1.2	1.3
13	海外からの純所得	△ 2.1	△ 1.8	85.7	△ 0.1	△ 0.1
14	振替所得 (含赤字利子)	81.6	94.4	115.7	2.4	2.1
15	合計(個人所得)	3,378.6	4,391.8	130.0	100.0	100.0
16	可処分所得(15-2)	3,078.3	4,071.1	132.2	—	—

第23表は消費部門の所得受領の源泉とその処分の態様を、国民経済計算の体系の一環として、明かにするものである。

すなわちこの表は、所得受領者であり主として消費財の購入者である個人の經常収支の記録簿といえる。しかし通常の家計簿とは若干異なり、国民経済計算の体系構成のために必要なものだけがかけられる。したがって、個人間のたんなる贈与は相殺され、また既存住宅の購入等はふくまれない。

個人の範囲は、いわゆる個人のほか、個人業主、個人に用役を提供する非営利団体等を含める。

その収支の構成についてみる

第24表 海外収支

番号	項目	実数(十億円)		
		25年度	26年度	対前年増△減
1	受取計(2+3)	731.7	988.2	256.5
2	一般貿易(商品輸出)	367.1	599.5	232.4
3	貿易外	364.6	388.7	24.1
4	支払計(5+6)	506.5	857.2	350.7
5	一般貿易(商品輸入)	357.1	629.9	272.9
6	貿易外	149.4	227.3	77.9
7	受払差額(1-4)	225.1	131.0	△ 94.1
8	海外よりの純贈与	108.5	34.0	△ 74.5
9	海外純投資(7-8)	116.6	97.0	△ 19.6

に、収入側(表の下側)は個人に対する支払所得、すなわち個人所得をあらわし、支出側(表の上側)はその処分の形態をしめすもので、個人税、消費支出及び個人貯蓄に分かれる。さらにこの個人消費支出は、サービス購入、財貨購入、及び海外からの購入に区分することができる。なお個人所得から個人税を差引いた残余は個人可処分所得といわれる。

非営利団体の事務員雇備費は個人所得として被備者の所得となり、その費用は当該団体の個人消費支出となる。

つぎに、そのバランス項目である個人貯蓄は、第25表の資本バランスの収入項目となるが、その内容についてみる

と、直接個人が投資する分と金融機関等を通じてなされる貯蓄分とからなる。個人貯蓄はこの表では、収入から個人税や個人消費支出を差引いた残額として推計されているが、次の方法によつて直接的にも推計しうるものである。すなわち個人の現金預貯金の増加、個人の有価証券投資(株式、社債、公債)その他の投資として農家、非農家の個人住宅の建設、非営利機関の投資、個人業主の耐久施設投資(たんなる不動産投資はのぞかれる)及び在庫品の増加等を合計して推計できる。

この場合、個人業主などの自己投資分を求めるためには、その投資のための借入金はのぞかなければならない。

(五) 海外収支バランス(外国の対本邦収支(ベランス))  
ある国の経済活動を完全に記録する為には、国内経済と海外

経済との間に発生する取引をあらわすことが必要である。この方式として考えられたのが、外国の本邦に対する収支バランスであつて、国際収支表に類似したものであり、これを基礎として作成される(第24表参照)。これは海外(諸外国)の、本邦における事業、個人、政府にたいする經常取引関係を要約したものであつて、同表のバランスの受取側は、本邦の外国からの貨幣の受取、即ち財貨及び用役等の輸出であり、支払側は、本邦の外国への貨幣の支払、即ち財貨用役等の輸入を意味する。この両者の差額即ち収支差から対日援助物資等の一方的移転を除去することにより、国民総支出の一項目である海外純投資が得られる。この項目は次の第25表の2から3を控除したものに相当する。

第25表 資本バランス(総貯蓄と投資)

番号	項目	区分		
		25年度A	26年度B	対前年比 B/A
1	民間総資本形成	686.8	1,113.1	162.1
2	海外収支差	225.1	131.0	58.2
3	(控除)海外からの純贈与	108.5	34.0	31.3
4	合計(総貯蓄と投資)	803.4	1,210.1	150.6
5	法人留保	211.0	256.5	121.5
6	資本減耗引当	149.0	236.2	158.5
7	個人貯蓄	515.1	893.0	153.9
8	政府貯蓄	44.5	98.0	220.0
9	統計上のそこ	△116.2	△273.5	235.2
10	合計(総貯蓄)	803.4	1,210.1	150.6

更にこの項目は、国際収支の資本勘定における本邦への純資本移動となり、長期短期資金の移動、金保有の増減によつて決済されるわけである。

(六) 資本バランス

第25表は資本勘定であつて、その上欄は、民間総資本形成、海外純投資等の投資項目により構成され、下欄は投資の源泉となる法人貯蓄、家計の貯蓄及び政府の貯蓄により構成されるが、これらの総投資と総貯蓄は本来バランスするものである。

投資項目の民間資本形成は企業勘定において、消費材部

第26表 国民経済予算(前掲第8表の仮数による)

経済主体	収入	支出	バランス	備考
I 個人 個人消費 個人貯蓄	125 15 110	90	(+)20	
II 企業 民間貯蓄	20	35	(-)15	
III 海外 海外純投資		(-)5	(+)5	
IV 政府 政府支出	20	30	(-)10	
V 統計 国民総貯蓄	150	150	0	I(+)+II(+)+N(+)+V(+) I(-)+II(-)+III(+)+IV(-)

門、生産材部門の再生産の為の設備の増加、及び再投資の為の減価償却費、或は在庫品増加額により形成されており、国民所得と支出勘定(総括勘定)の支出の側に表わされた国内民間総資本形成と見合つてゐる。

海外純投資は、海外収支表の經常取引においてその収支差から米国の対日援助の見合資金を控除したものであり、海外勘定から、投資項目として資本勘定に移される。

貯蓄項目の法人留保、減価償却費は企業において留保され、投資の源泉となるものであつて、企業バランスのそれと見合う。又個人貯蓄は、個人バランスの支出の一項目と見合つてゐる。政府貯蓄は、政府バランスの収支の差額であり、投資の源泉となる政府剰余を示している。統計上のそこは総括勘定における収入支出の不適合と見合うものである。

